

令和7年度 第1回徳島県男女共同参画会議

1. 日 時 令和7年8月5日（火） 午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 徳島県庁 10階大会議室
3. 出席委員の氏名

太田 恵理子	徳島青年会議所委員
木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
日下 雅史	徳島商工会議所副会頭
齋藤 敦	徳島県労働組合総連合幹事
斎藤 誠一郎	徳島県医師会常任理事
佐野 崇之	公募委員
佐原 玉恵	徳島県助産師会理事
齒朶山 加代	部落解放同盟徳島県連合会執行委員長
正治 真紀	公募委員
坪内 奈津子	徳島県女性協議会会長
中川 まな美	弁護士
坂東 良美	徳島大学AWAサポートセンター長
福島 陽子	徳島労働局雇用環境・均等室長
三木 裕子	日本労働組合総連合会徳島県連合会女性委員会事務局長
三好 博則	阿波市社会福祉協議会事務局長
森泉 摩州子	徳島文理大学保健福祉学部教授

<会議次第>

1 開 会

こども未来部副部長あいさつ

2 議 事

（1）会長・副会長の選任について

（2）— 1 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の推進状況等について

— 2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」の進捗状況等について

（3）その他

3 閉 会

<配付資料>

資料1 徳島県男女共同参画会議運営要領

資料2 徳島県男女共同参画推進条例（抜粋）

資料3 令和6年度 男女共同参画施策推進状況

資料4 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」成果目標推進状況

資料5 令和7年度 男女共同参画施策の概要

資料6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」

資料7 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」目標進捗状況

<議事概要>

1 議事（1）会長・副会長の選任について

委員の互選により、会長に坂東委員、副会長に森泉委員を選任した。

2 議事（2）— 1 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の推進状況等について

— 2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」の
進捗状況等について

事務局（男女参画・青少年課）から説明。

<質疑応答・意見交換>

（会長）

議事内容に関わらず、今後の施策の方向性等についても何でも結構ですので、委員の皆様からのご意見、ご提言、ご質問などをちょうだいしたいと思います。何かございませんでしょうか。

（委員）

3点ほど提言をさせていただきたいと思います。

まず、資料3の35ページに、地域社会における男女共同参画の推進の中に、家庭の日普及啓発事業というのが記載されております。男性の育休取得率であるとか、そういったものはどんどん上昇していると思うんですけども、一家庭に置き換えて考えた場合にですね、夫婦共々8時間、フルタイムで就業していると、やっぱり子どもとの触れ合いの時間であったり、家庭内での子どもとの会話が非常に不足しているっていうふうな話も現場でよく聞きます。これを男女共同参画社会として、男女共に働く社会、男女共に子どもを育てていく社会としては、やはり就労時間の長さというのがこれから非常に問題になってくるのではないかと思います。

そして、育休を取得された男性からの意見なんですけれども、やっぱり育児休暇をとっている間は、家事育児に参加することができても、いざフルタイムの就業に戻ったら家事育児に従事する時間が全くないと。たとえ定時であがれたとしても子どもと触れ合う時間が全くないということは、行政の施策の問題だけではなく、企業のフルタイム、時間労働というものをもしかすると考え直していかなければいけないところかと思います。また、女性が長時間働けない時短勤務になってしまうということに関しては、やはり8時間労働をベースにしているがゆえに、6時間しか働けないと収入が減ると。6時間働くか8時間働くか、収入を取るか子どもとの時間を取るかということに関して、女性は現場で一人一人が悩んでいる現状があるかと思いますので、こういった労働環境に関して、行政の働きかけであった

り、ヒアリングであったり、従業員のニーズっていうところをもう少し深く掘り下げていただけたらと思います。これが1点目です。

2点目ですけれども、資料6の困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の2ページ目の(6)のイの部分で、市町村の役割に関して、支援者にとって最も身近な支援の端緒になる相談機関を持ちますと明記されているんですが、今、市町村の状況は、窓口はあるけれども担当者がいないとか、担当者はいるけれどそこから先につながらないというふうな問題があるということを現場で活動して意識しております。県として、窓口の設置状況であったり、職員の配置状況であったり、そういうところまで進捗状況を確認していただけたらと思います。

最後、3点目ですけれども、困難女性の支援に関する計画の推進に関して、5年計画にはなってるんですけれども、世の中の状況がどんどん変わっていく中で、子ども、大人、女性っていうふうな枠組みが、区切りが難しいというか、どこまでが女性問題で、どこまでが子どもの問題でっていうふうな問題の境界線とか、やっぱり今までの縦割りでの施策っていうよりは、横の繋がりであったり、横串を通すような総括するような部署の設置であったり、計画の設置が必要なのではないかと思っております。以上3点です。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。それでは最初の、労働時間の長さ、労働環境について、委員の皆さま、何か追加するようなご意見ございますでしょうか。

(委員)

今ね、孫育休制度というのが、全国の自治体とか企業とかで広がっておりまして、私は徳島県でこれを取り入れていただいたら、働いているお父さんお母さんたちの代わりに定年が延びたおじいちゃん、おばあちゃんがお世話できるというところに、ものすごくね、家族としての親密さという部分も、それから二人だけで育てるっていうよりは、おじいちゃん、おばあちゃんたちと一緒に育てるっていうところに、やっぱり家族の利点があると思うんです。それで私としては、そこをぜひ徳島県でも取り入れていただきたいなと思うところがあります。

(会長)

ありがとうございました。それでは徳島県の関係の方々の中で、今ご意見のありました労働環境について、また孫の育休とかそういうことにつきまして、何かございますでしょうか。

(事務局)

労働時間等々のお話をいただいたところでございます。4月に育児介護休業法が改正されたところであり、仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

一例としまして、子の看護休暇の見直しにより、対象となる子の範囲が小学校就学の始期までとなっていたところが、小学校3年修了まで延長されるなどの柔軟化が図られたところでございます。

こうした点をしっかりと周知させていただきまして、企業において、子育て世帯を中心に働きやすい職場づくりの環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、孫育休についてのお話をいただいたところでございます。県としても、「共働き・共育て」を推進するため、男性育休の取得促進などに取り組んでいるところです。孫育休についても、導入自治体の事例を勉強させていただきたいと思います。

企業の休暇制度は、国の法律等々で一定の基準がございますが、働く人に選ばれる企業となるため、こうした基準を上回るような制度の導入について、県としても後押しをしたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。それでは二つ目の御質問をいただきました、困難な問題を抱える女性への支援ということで、市町村の担当者や窓口に繋がらないというご意見もあったんですが、委員の皆様、このことについて何か他にご意見ございませんか。

(委員)

すみません。徳島県の実情がどれぐらいのものかっていうのがわかりにくいんですけども、シングルマザーの子どもさんが、夏休みは給食がないので1日2食とか、それからお母さんはたった1食しか食べてないとかね、そういったことをよく聞くんです。これについては、やはり親が、お金がないっていうのもあるんですけど、子育てを一生懸命しているのに、そこに追いつかないというのは、やっぱり親の働き方の問題があって、それでご飯を2食しか食べられないっていうところがあると思うので、これは徳島県だけの問題ではないとは思いますが、ここはまた考えていただきたいと思うんです。アメリカでは、こういう家庭には、お米を配っているんです。ところが日本は、配るお米がありません。親の働き方で、子どもがこういったことになっているという、どうかと思えるような状況であって、そこは徳島県がどういう状況なのかを教えていただきたいことが一つ。

それとネグレクトを受けて育ったお母さんは、やっぱり自分の子供にネグレクトをしていますし、扶養手当を自分のものに使っている。そういう親がいるということをあちらこちらから聞いているので、このことについても、どのような状況なのかということを教えていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

失礼します。

国からいろんな計画が出されて、それは県でも計画を作り、市町村でも作るということが国から指示

が出てると思います。県は、国に基づいて計画を作るというのがありますが、市町村のそういう計画はどうなっているのか、それはあまり聞こえてこないんです。私が女性支援の相談に行っても、例えば、徳島市、鳴門市、阿南市あたりではそういう相談をするところがありますが、それ以外のところではあまり聞こえてきません。国がいろいろ作っている計画等を市町村で作っているというところがありませんのではないかと思います。その状況を教えていただけたらありがたいと思います。

デートDV防止セミナーを35回実施して、受講者数が2,116人ということで報告をいただいています。例えば私は阿南市在住です。阿南市では、デートDVを普及させていこうという団体がありますが、全学校にそういう取り組みを普及させてもらえないということもあつたりします。阿南市でそうですから、他の市町村ではデートDVについて、中学校や高校で話をする機会をあまり持たれてないのではないかなと思います。35回が市町村によって偏りがいいのか、市町村において相談窓口があるのかどうかを含めて、県はどのように情報を把握しているのかと思います。あわせて、相談に乗られる方は、さまざまな人権についてきちっと知識や情報を持っていないと、相談しても相談にならないということになります。例えば、DVを受けた方が弁護士に相談したとします。弁護士の方でも特殊なDV関係の相談にはきちっと乗らない。弁護士をしてそうですから、市町村におかれていた相談員の方々はどの程度の研修を受けて、どの程度の知識を持っておられるかということとはとても重要なことだと思いますので、どういう中身の研修をされているのかということをお教え願いたいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。それでは、市町村の担当の窓口、その相談員の方の人数とか、相談を受ける方の研修等々の状況など県の方から教えていただけるでしょうか。

(事務局)

6月の末でしたが、徳島新聞の朝刊の方に、16市町で女性相談支援員の配置がなしというタイトルの記事が掲載されました。朝刊の内容によりますと、女性相談支援員の配置がないところが16市町、専任職員の配置が鳴門市と阿南市の2市、兼任の職員の配置が徳島市、上勝町、佐那河内村、海陽町となっております。関係部署が担うというところが、吉野川市と阿波市という内容で載っております。その後、当課において、7月に市町の方に配置状況等を照会しましたところ、相談窓口は19市町村が設置という回答でございました。女性相談支援員の配置が8市町村、24人となっており、専任が5人、兼任が19人という内訳でございました。昨年度、新法による計画もできたことから、昨年度におきましては、当課の方で、市町村に対しまして、市町村担当者会議でありますとか、困難な問題を抱える女性等支援調整会議を開催し、市町村の役割や、女性相談支援についての情報提供、また研修会の案内などをさせていただいたところです。

今年度になりまして、市町村の方も人員の配置も課の体制も変わったと思いますので、今月の末から西部、南部、中央にあるこども女性支援センターの圏域ごとに市町村の方に集まっていただいて、再度、女性相談支援員の配置の必要性や市町村の相談窓口の必要性でありますとか、基本計画にあたっての

周知をしていこうと思っているところでございます。市町村の状況については以上でございます。

(会長)

それでは、デートDV防止セミナーが35回実施したということですが、その中身についてはいかがでしょうか。

(事務局)

デートDVにつきましては、35回、2,116人ということでございますが、委員おっしゃいました阿南市につきましては5回させていただいております。6年度は8市6町からお申し込みいただいております。増加傾向にあると思っております。こちらの申し込みにつきましては、私どもの方から教育委員会にこういうことをやりますということで、全ての学校に通知を送らせていただき、周知させていただいております。今のところお申し込みいただいた学校には全て協力団体からデートDVの講義をさせていただいているところです。私どもといたしましても、団体も熱心にしてくださっているのです、できるだけ多くの学校に実施していただけるよう、引き続き広報していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは子どもの食事、ネグレクトの問題につきまして、何か県の方で対策などございますでしょうか。

(事務局)

ひとり親家庭の支援について大きく二つお話いただきました。

1点目はひとり親家庭の親の働き方によって格差があってはならないということでございます。委員おっしゃるとおり、ひとり親の家庭は二人親と比べて所得の面で相当に不利な状況であるということ、国の調査でも明らかになっています。県においてはひとり親家庭の父や母の生活を支援するために、就職に有利であって、生活の安定に資するような資格の取得を支援する目的で、養成機関の受講期間のうち一定期間については、高等職業訓練促進給付金を支給させていただいております。こういった給付金を、看護師、保育士などの資格の取得にご活用いただいているところです。令和6年度には、県分で、19名に対し2,300万円の支給をさせていただいたところで、各市においても同様に生活の安定化に向けた就労の支援をさせていただいております。

2点目では、お米の配布などについてご質問がございました。物価高騰が続く中で、皆さん大変に生活にご苦労されており、民間団体の調査として、こどもに十分な食事を食べさせることができないという調査結果が報道されているところでございます。県では6月補正において、物価高騰対策として生活困窮の方などの支援を行う団体に対する運営支援を通じて、地域で支援の輪を広げる施策を打ち出したところであり、こども家庭支援課では、地域でこども食堂を開催している団体に対して、運営支

援金を給付する制度を創設いたしました。引き続き、ひとり親家庭をはじめ、苦しい状況にある子育て家庭を地域で見守る体制を強化していくため各種支援施策に取り組んでまいります。

(会長)

ありがとうございました。困難な問題を図る女性の計画の期間が 5 年ってということがございましたが、いろんな要件もかわるということで、この 5 年間でいろいろ見直しを図っていくのかなど計画とか、目標の指標とかがさらに変わっていったりすることがあるのでしょうか。

(事務局)

県の計画の期間の件でご質問いただきました。県の第 5 次男女共同参画計画が 4 年間で、来年度までの計画となっております。県としましては、9 年度策定に向け、来年度改定作業を進めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、困難な問題を抱える女性への徳島県計画は令和 10 年度までとなっておりますので、国の計画の状況等を勘案しまして、またご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。そのほか、困難な問題を抱える女性への支援につきましてほかに何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

先ほどネグレクトのことで質問させていただいたんですが、徳島県の状況はどんなんでしょうか。子どもに対して親が十二分に配慮できていない、親の教育をしなければだめだというところまできている親がたくさんいると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ネグレクトにつきまして県の方で施策を講じていますとか、ありましたらお願いします。

(事務局)

ネグレクトをはじめ児童への虐待対応について、国においては、母子保健分野と児童福祉分野の連携を推進し、子育て世帯に対する包括的な体制強化を図るため、児童福祉法を改正し、全市町村にこども家庭センターの設置が努力義務となされたところでございます。県内では現在 14 市町、半分以上の自治体で設置されており、全国平均より少し高めとなっています。こども家庭センターにおいては、支援が必要なこどもや家庭への支援計画を策定し、こども食堂など民間団体との連携をはじめ、地域の子育て支援に関する資源につなぐ機能を担っています。今後、地域における支援の実施主体として、市町村

が担う役割は大きく期待されているところです。県においてもこども家庭センターの設置が市町村で進むよう、今後とも市町村の取り組みを支援してまいります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのネグレクトや虐待などにつきまして他にご意見がある方はいらっしゃるかもしれませんでしょうか。それ以外のことで結構ですので、何でもご質問がございましたらお願いします。

(委員)

資料5の具体の中身について教えていただきたい。上から3番目の「魅力ある職場づくり支援事業」の具体的な内容について教えていただきたいのと、4ページの女性の参画が少ない分野での活躍促進の中の「林業の担い手の育成及び確保」の予算額が高いなという印象を受けたのですが、こちらの内容を説明していただけたらと思います。お願いできますでしょうか。

(会長)

ただいまご質問のありました魅力ある職場づくり支援事業の内容につきまして、林業につきまして県の方からご説明をお願いします。

(事務局)

「魅力ある職場づくり支援事業」でございますが、県内の中小企業の労働者の様々なニーズを踏まえた魅力ある職場づくりを支援し、人材確保や定着を促すことを目的としております。

具体的にお話をさせていただきますと、企業が成長していくためにはやはり人材確保として特に若者や女性に選ばれる職場環境づくりであるとか、柔軟な働き方、健康経営、雇用の安定などが重要だと思います。企業におきましては、労働関係の法律に基づいて就業規則などが定められていますが、こうした規準を上回る制度を導入していただく際に就業規則の改定作業に伴う費用の一部を支援させていただこうと思っています。就業規則の役割、重要性であるとか、学生や求職者から選ばれて従業員が定着するための魅力ある職場づくりを支援する経費として、6月補正予算で計上させていただいたものです。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

今日、農林の担当者は来ておりませんが、運営経費を含んだ予算になっていると思われます。林業というのは重機を使ったり、実習も独り立ちして、山に入ってもらおうというところで、施設の充実や安全

確保の経費など必要なものは高額になってくると思いますが、確認してお返事させていただきます。

(委員)

資料4の資料ですが、概ね順調という説明がありましたが、ある程度は順調で問題はないと思いますが、徳島県の男女共同参画の意識の部分では、資料4のNo27の数字が上がっていないことに対して、徳島県としては、問題ないというわけではないと認識してもらいたいと思います。

国の男女共同参画の計画だと、各企業の女性管理職の割合なども項目にあるので、徳島県にも同じように項目に入れるとか、資料4では、県庁職員の育休取得率はわかりますが、徳島県の地方公務員の育休取得率はわからない。国の目標には数値目標があるはずなので、こういった項目を指標にして上げていくと、徳島県のジェンダーギャップ解消につながる取組ができるのではないかと思います。

2024年の男性育休取得率は45%と、率としては上がっています。厚労省、イクメンプロジェクトでは、最初は男性もまずは参加していこうというものだったが、最近の調査では、約7割の男性が育児休業を1か月以上取得したいという結果がでており、男性が育休をとるのもだいぶあたりの社会に近づいてきていると感じています。イクメンプロジェクトも共育てに変わってきています。

男性が育児に参加すると、男性も悩むことや困ることはたくさんできて、産後鬱は男性もかかりやすいという社会課題もあります。そこに対して、妊娠中に必要な知識を学べる機会がこれからさらに必要性がでてくると思うので、そういったところを徳島県でも力を入れていただきたいと、毎回言っているがなかなか進んでいないかと思います。

男女にかかわらず家事育児をすることができる徳島、できるような事業に力を入れてもらえると、男女共同参画の意識の割合っていうのも少しずつあがってくるのではないかと思います。

昨年国立成育医療研究センターが自治体向けに父親支援マニュアルを作っているので、参考にして徳島県としての事業を取り組んでいただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。資料4の27番の「男女の地位が平等だと思う人の割合」が2021年度とあまり変わっていないということと、男性のうつなど父親支援につきまして、県のほうではいかがでしょうか。

(事務局)

「男女の地位が平等だと思う人の割合」でご質問いただきました。6分野の平均を取っておりまして、この6分野の内訳が家庭、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度上、社会通念慣習しきたりなど、社会全体で見た場合などの6分野の平均を取らせていただいております。この中で、政治の場で男女が平等であると答えた方の割合が5.7%となっており、前年令和5年度は8.1%となっておりました。こういうところが割合を下げた原因となっていると分析しております。国の計画の指標において、審議会委員の女性割合目標は40%以上から60%以下と定められていますけれども、徳島県は57%と

いう高い目標値を設定して連続全国1位という状況でございます。また、県庁の中の女性管理職の割合に関しましては、国の成果目標は16%となっておりますが、この4月時点におきましては21.9%というような高い率を誇っているところでございます。今年度から男女共同参画担当は、生活環境部の方からこども未来部の方に移管されました。そのあたりでも共働きと子育ての推進がしっかりできるように、こども未来部に課されたメリットを生かしてしっかり対応させていただきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

まず、困難な問題を抱える女性についてですが、1ページ(4)のところに、「従前の婦人保護事業の対象であった女性を含め、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性」などの記載があり、その他さまざまないろんなことがイメージされると思います。あわせて16ページに、困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援ということで、「高齢であること、障害があること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であること、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や性的マイノリティ」云々というふうに書かれてるんですが、両方を読まないとうという人が対象なのかとうということが少しわかりにくいので、まとめて書いた方が良いのではないかと思います。と言いますのは、先ほど私が質問させていただいた、どこの市町に何人くらいの相談員がおられてということに対し、専任の方が5人、兼務の方が19人というふうにお答えになられたと思うんです。その19人の方がどんなところの仕事の兼務なのかということも少し気になりますし、そういう人たちに対する基本的な人権の研修が行われているのか、それとどんな問題があるのかということを理解していないと相談に乗られる方は、相談したいことが理解されないということが出てまいります。私自身が経験したことがあるんですが、相談を受けてる方が、「私は同和問題は考えないようにしています。」と言ったんです。「話を聞いたときに自分に差別意識があって、その方を色めがねで見ようになってしまうのではないか。同和問題を理解するとき色眼鏡で見てしまうかもしれないから。」とおっしゃった方があったんです。これは私にしたらとっても驚きで、その人が相談している背景に一体何があるのかを理解しないといけないと思うんです。今、女性差別は女性差別、同和問題は同和問題、障害者は障害者という捉え方はしません。障害を抱えている女性もその背景にいろんな障害を抱えているということも含めて相談に乗らないと、きちんとした相談にはならないと言われていきますので、どんな研修をもとに相談を受けているのか、市町村におまかせしているのか、本当は両方が必要だと思いますが、そういう研修をしているのか内容をお教えいただけたらと思います。

(事務局)

支援対象者の方の意志を尊重しながら、切れ目のない支援をすることによって、女性の人権を擁護するということを掲げてやっていかなくはいけないと考えております。また、公務員としては、徳島

県人権教育・啓発に関する基本計画の中で人権を重点課題として掲げておりますので、公務員としては人権教育を基にして支援を進めていくことが当たり前にならないといけないと思っております。

女性支援の研修は、女性支援の方向けにスーパービジョンということで高度な支援ができるような研修や、市町村でこれから支援員になろうという方に対する研修も行っております。そこでも県の方でも人権研修は実施しておりますが、市町村の方にも研修を実施したりということも3県域の市町村の方とお話させていただく予定ですので、そのあたりもしっかり周知してまいりたいと考えております。

相談支援員の19人の内訳でございますが、専任が阿南市が2名、石井町が3名で5名、あとは6市町で19名、全体で24名が女性相談支援員として配置されていると聞き取っておるところでございます。ここももう一度市町村と顔を合わせる中で整理したいと考えております。

また、計画の1ページの(4)支援対象者のところと、16ページの基本目標のところの対象者に関しましては、次回、改定する際には検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしくお願いいたします。男女共同参画の基本計画の方にも他に御意見ございましたらお願いいたします。

(委員)

若年妊娠の件ですが、高校生などの妊娠において、学業継続に向けた支援を行うということですが、徳島県においてどのように考えているのか教えてください。

(会長)

この件について、県の方からございませんでしょうか。

(事務局)

若年妊娠については改めてご回答させていただきます。申し訳ございません。

(会長)

他に何かございませんでしょうか。

(委員)

資料3の40ページに「e-とくしま」推進業務というのがありますが、この事業でプログラムを担当させていただきまして、昨年度と一昨年とデジタル支援員として活動させていただきました。今年の4月、新年度になって、e-とくしま推進財団が解散となって、とくしま産業推進機構の管轄になっているかと思うのですが、4月以降人材バンクに登録されている支援員に関しては、委託業務であったり、

高齢者、障害者に向けてデジタルデバイスのための講習会のための支援をご案内するというメールはいただいているんですが、その後、何も連絡がない。せっかく県の予算を使って育成していただいたのに、人材が生かされていない状況にあるし、今年度の県の予算から項目が消えてしまっているという状況になっている。部や課の再編があつて、もしかすると違う分野に飛んでしまったのかもしれないのですが、誰ひとり取り残さないダイバーシティ社会の実現というところで消えてしまっているところが気になりましたので、お尋ねさせていただけたらと思います。

(会長)

デジタル支援員の今年度につきまして、県の方からご御意見いただけますでしょうか。

(事務局)

e-とくしまの推進に関しましては、とくしま産業振興機構の方にDX推進センターを設置してるかと思っておりますので、事業のすりあわせ等につきましては、とくしま産業振興機構にも確認いたしまして回答させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま委員の皆さまからは貴重なご意見をたくさんいただきました。事務局におかれましては、県施策に反映できる部分や今後に向けて検討していける部分がございましたら、ぜひ積極的に考えていただけるようお願いします。

それでは、最後の議題になりますが、議題3「その他」に移ります。何かございませんか。

(委員)

今日初めて参加させていただいたんですが、本当に皆さんが徳島県の男女共同参画について、それぞれ自分らしくというか、一つ一つできることを考えているのがわかりました。特に困難な問題を抱える女性への支援については、1年経って何が変わったのかということがあると思います。大きくは変化していません。市町村との連携、市町村ごとの格差がそれぞれの計画の中にもあると思いますが、県が主導して市町村の格差をできるだけ少なくして、県全体の底上げをしたいという思いは会議に参加されている皆さんも思っていると思います。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、議事を終了したいと思います。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。